

「飼料用米多収日本一」 Q & A

令和7年7月1日

Q1 飼料用米の作付品種は、多収品種でないと「飼料用米多収日本一」に応募することはできないのか。

A1 令和7年度「飼料用米多収日本一」は、飼料用米生産のうち多収品種による取組が対象で、一般品種による取組は対象外です。多収品種による生産面積がおおむね1 ha以上であることが参加要件となります。なお、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が特に認めた特認品種も対象となります。

このほか、日頃から生産技術の改善に努め、飼料用米の単収が地域の平均より相当程度高くなることが見込まれること、生産コストの低減や規模拡大、生産性の高い経営に取り組んでいることが、参加要件となっています。

Q2 参加資格として、「飼料用米（多収品種による取組に限り、種子用を除く。）の生産面積がおおむね1 ha以上であること」が要件の一つとなっているが、複数の多収品種で取り組んでいる場合であって、単一品種のみでおおむね1 ha以上であるときは、当該単一品種のみで応募することはできるか。

A2 本取組は、単収増や生産コスト削減による飼料用米全体の生産性向上を目的としており、品種選定も含め飼料用米全体として生産性向上に取り組んでいただく必要があります。このため、複数の多収品種による飼料用米生産のうち一部分のみを恣意的に切り分けて応募することはできません。

なお、Q3のとおり、飼料用米のうち種子生産用に作付けた面積及び収穫量は除くこととしています。

Q3 一部種子生産用の飼料用米を栽培しているが、どのような扱いとなるか。

A3 本取組では、飼料用米の生産性向上を目的としているところです。一方、種子用に生産する飼料用米については、その地域における種子用の

肥培管理基準に沿って生産管理を行わなければならない、本取組の趣旨に沿った生産を行うことが適当でないと考えることから、飼料用米のうち種子生産用に作付けた面積及び収穫量は除外とすることとしています。

Q 4 飼料用米を生もみで出荷又は利用する場合、応募することはできるか。

A 4 参加資格として、「区分管理方式による出荷を行っており、経営所得安定対策等実施要綱様式第11—2等の根拠書類によって生産面積及び出荷数量の確認を行うことができること」を満たすことが要件の一つとなっています。

一方、生もみについては、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙1の2の(2)の①に定める品位に相当するものとは認められず、出荷数量の確認を行うことができないため、応募することはできません。

Q 5 集落営農組織内で飼料用米を作付けている個人は、当該集落営農組織とは別に「飼料用米多収日本一」に応募することはできるか。

A 5 当該個人が集落営農に販売委託を行っている場合など「経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(3)の交付対象者」とならない場合であっても、当該個人が飼料用米の栽培方法を主体的に決定できるのであれば対象となります。

ただし、集落営農と当該個人が共に「飼料用米多収日本一」に申請する場合、対象ほ場の重複は認められません。

その場合、「参加申込書」及び「生産数量報告書」に添付する必要書類には、経営所得安定対策等実施要綱に定める様式とは別に、当該個人が作付けている面積や出荷数量がわかる根拠書類が必要となります。

Q 6 参加資格として、「原則として過去3年以内に「飼料用米多収日本一」において農林水産大臣賞を受賞していないこと。」が要件の一つとなっているが、表彰区分が異なれば、応募することはできるのか。

A 6 原則として過去3年以内に「単位収量の部」または「地域の平均単収からの増収の部」のいずれかで農林水産大臣賞を受賞している場合、受賞から3年以上経過しなければ応募することはできません（例えば、2年度に受賞した場合、6年度以降であれば応募可。）。

なお、農林水産大臣賞以外の褒賞のみを受賞している場合は、応募することが可能です。

Q 7 参加申込書に添付する出品調査書について、記入例に「項目 2～5 は記載を省略いただいて構いません」とあるが、取組の内容等はどのように確認するのか。

A 7 令和 7 年度においては、参加申込者の負担を考慮し、参加申込時点における取組内容等の記載は省略することができることとしたものです。

取組内容等については、生産数量報告書の提出後に行う審査の際に、必要に応じてブロック事務局による現地調査を行うこととしており、その際に確認を行うこととしています。

Q 8 気象条件等の影響により、単収が低くなった場合は、参加申込みの取下げが必要か。

A 8 参加申込みの取下げは、必ずしも必要ありません。参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙様式第 6－2 号等に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書を作成し、根拠書類の写しと共にブロック事務局に提出をお願いします。

なお、参加申込みの取下げを希望される場合は、任意の様式に、参加申込みを取り下げる者の氏名及び住所と、取下げの理由を記載し、ブロック事務局に提出をお願いします。

Q 9 生産収量報告書について、増収量の計算に地域の作況指数を用いていたが、今後はどうするのか。

A 9 コメの作況指数の廃止に伴い、増収量の計算方法を変更する予定としています。新たな計算方法及び生産収量報告書の様式については、「飼料用米多収日本一」の HP 上で後日改めて公表いたします。